

# 大阪府循環型社会形成推進条例の改正(概要)

## 廃棄物処理法の改正

大規模不法投棄事案への対応の一環として産業廃棄物管理票制度に制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入。

### (産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度に係る勧告・公表・命令)

法第12条の6

#### 第1項 勧告

知事は、事業者等が産業廃棄物管理票に係る法の規定を遵守していないと認めるときは、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

#### 第2項 公表

知事は、前項の勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

新設

#### 第3項 命令措置

知事は、前項により公表された事業者が、なお正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができる。

新設

## 大阪府循環型社会形成推進条例の改正

### (廃棄物処理法に基づく命令に違反した者等の公表)

(改正前)  
第54条

(改正後)  
第54条

#### 第1項

正当な理由なく法第12条の6第1項の勧告に従わない者の氏名等を公表することができる。

削除

#### 第2項

次の命令に正当な理由なく違反した場合に、当該違反した者の氏名等を公表できる。  
廃棄物処理施設に関する改善命令  
廃棄物の処理に関する改善命令 など

第1項

#### 第3項

次の処分等を行った場合には、当該処分を受けた者の氏名等を公表できる。  
廃棄物処理業者への営業停止命令、許可取消し処分  
廃棄物処理施設に関する使用停止命令・許可取消し処分  
廃棄物の不適正な処理により生活環境保全上の支障のおそれがある場合の措置命令 など  
勧告に係る措置をとらなかった場合の命令措置

第2項

#### 第4項

前3項により公表しようとする場合には、当該公表に係る者に対する意見聴取の手続きを行わなければならない  
(第53条第6項準用)

前2項の場合

第3項

法12条の6第2項の場合

第55条

重複削除

改正

公表対象に追加

改正

意見聴取  
手続を整理

改正